

○ ハウスクリーニング費用の公費負担制度について

(令和5年7月13日付け香広被第134号)

ハウスクリーニングに要する費用の公費負担制度については、これまで「ハウスクリーニング費用の公費負担制度の一部改正について」(令和5年3月14日付け香広被第61号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号。以下「改正法」という。)が公布され、強姦性交等罪の構成要件等が改められ不同意性交等罪とするなど所要の法整備が行われたことに伴い、旧通達の該当部分を改め、改正法施行日である令和5年7月13日をもって下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。なお、旧通達は、廃止する。

記

1 目的

この制度は、自宅等(生活の本拠と認められる県内の場所をいい、持家、借家の別を問わない。以下同じ。)が犯罪被害の現場となったときに生じた血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去等に関して専門的な知識・技術、装備を有する業者に委託して行う清掃作業(以下「ハウスクリーニング」という。)が必要になった場合、犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)にその費用を公費で負担することによって、被害直後の居住場所を確保し、犯罪被害者等の精神的負担及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 公費負担の対象事件

公費負担の対象事件は、次に掲げる事件とする。

- (1) 殺人罪(刑法(明治40年法律第45号)第199条の罪であり、未遂を含む。)
- (2) 強盗致死傷罪(刑法第240条の罪であり、未遂を含む。)
- (3) 強盗・不同意性交等罪(刑法第241条第1項の罪)
- (4) 強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条第3項の罪であり、未遂を含む。)
- (5) 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第181条の罪)
- (6) 逮捕等致死傷罪(刑法第221条の罪)
- (7) 傷害致死罪(刑法第205条の罪)
- (8) 前記(1)～(7)に掲げる事件のほか、警察署長(以下「署長」という。)が、広聴・被害者支援課長と協議の上、事件の内容等から、公費負担を行う必要があると認めた事件

3 公費負担の範囲

対象事件に係る犯罪被害の現場となった自宅等のハウスクリーニングに必要な経費の実費額とする。

ただし、クロス、壁紙の張替等の修繕に要する経費は、含まない。

4 公費負担の適用除外

次のいずれかに該当する場合は、公費負担をしないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき。
- (2) 犯罪被害者等が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していると認められるとき。
- (3) その他公序良俗に反する等公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

5 公費負担の手続

- (1) 2に掲げる対象事件の発生を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）の捜査員又は指定被害者支援要員（以下「支援要員等」という。）は、当該対象事件について公費負担の必要性を認めたときは、捜査主任官のほか、警務課長を通じて、署長に報告すること。

この場合において、署長は、ハウスクリーニング公費負担申請書（別記様式第1号）を作成し、広聴・被害者支援課長に送付する。

- (2) 広聴・被害者支援課長は、(1)の送付を受けたときは、当該事件の本部主管課長、鑑識課長及び会計課長とハウスクリーニング実施の可否及び実施時期を協議するものとする。
- (3) (2)の協議の結果、広聴・被害者支援課長が公費負担の実施が可能であると判断したときは、署長は、支援要員等により、犯罪被害者等に公費負担制度（以下「本制度」という。）について説明し、本制度の希望の有無を確認する。
- (4) 犯罪被害者等が本制度の利用を希望したときは、署長は、犯罪被害者等からハウスクリーニング実施希望申立書（別記様式第2号）の提出を受ける。
- (5) 管轄署は、ハウスクリーニングの実施に当たり、職員を立ち合わせ、ハウスクリーニングが適正に行われているか、確認する。

6 支出手続

- (1) 本制度の支出手続は、管轄署において行う。
- (2) 管轄署は、支援室及び本部会計課と協議の上、ハウスクリーニング実施業者（以下「実施業者」という。）を選定する。

- (3) 署長は、ハウスクリーニングを終了したときは、実施業者からハウスクリーニング実施結果報告書（別記様式第3号）及び請求書（別記様式第4号）の提出を受け、支出手続きを行うこと。また、同報告書及び請求書の写しは広聴・被害者支援課へ送付するものとする。なお、同報告書及び請求書は、所定の内容を充足するものであれば、様式は問わない。

7 留意事項

- (1) ハウスクリーニングの実施に当たっては、実施場所等ハウスクリーニングに必要な情報を警察から実施業者に提供することについて、実施に係る犯罪被害者等の同意を得ておくこと。
また、ハウスクリーニングを依頼する業者には、個人情報等について保秘を徹底するよう教示すること。
- (2) ハウスクリーニングの実施は、捜索・差押・検証等の捜査活動に影響を及ぼすことから、実施時期については、慎重に検討すること。
- (3) 従来、各種犯罪現場では、警察職員が犯罪被害者等の心情に配慮し、可能な限り復元に努めてきたところであり、今後も警察としての基本的な対応は何ら変わるものではないことに注意すること。
- (4) 署長は、本通達によりがたい場合や、本通達に規定されていない事項については、支援室及び本部会計課と協議し、方針決定すること。

（別記様式 省略）